

福島民商

第798号
2019年
3月27日

発行者 福島民主商工会

〒960-0822 福島市丸字字台十九ー一

TEL 024/5537222
FAX 024/5537268

全国商工
新聞付録
昭和26年
11月27日
第3種郵便物認可

何度計算しても、やりくりしても、税金払えない そんな時は「換価の猶予」申請を

確定申告が終わったと思ったり、今度は消費税で。一度に払いきれないので「分割」で納入したいという会員さんが何人かおられます。昨年同様、税務署にはみんなで分割納付の申請をします。

合わせて「なんとか努力して、滞納分を支払うよう、頑張ります」という姿勢を示すことが大切です。

分納を希望する方は
***四月一日午前十時**
***民商事務所集合**
分納相談、税務署申請を

税金を一度に払えない

分割納税には「納税の猶予」や「換価の猶予」がありますが、納税の猶予は対象とする条件がほぼ決まっているので使わず、換価の猶予を申請します。

「一時に納税すると事業の継続や生活の維持が困難な場合」が換価の猶予の条件となるので、使い勝手

がよいです。申請の際には「財産収支状況書」も合わせて提出をします。これには預貯金の現状や今後の収支見込み、生活費の実態などを書き込みます。

所得税が3万くらいでも市県民税が約7万、国保税が約20万もかかっているかもしれません。今、市町村は「やむをえず滞納」をしているのに、営業や生活の実情を無視して差押えを強行する事態が各地で起きています。

高すぎて払いきれない税金 生活費非課税は憲法の規定

生活費には課税しない(憲法二五条)能力に応じて負担する(憲法一三条・一四条)という憲法の規定に照らしても、払える範囲で納税するというのは国民の権利です。権利を主張して、分納を認めさせましょう。

全商連会館募金

十四万円に(三月二十五日)

築50年を経過した全商連会館は、耐震基準を満たしていないことから、建て替えを総会で決定し、全国の会員みなさんに「建設募金」をお願いしているところです。募金の目安は1会員1000円〜2000円をお願いします。

3月25日現在、福島民商の94名の会員さん(60%)から、140、600円が集まりました。ありがとうございます。

完成予定は2021年1月です。募金は継続中です。まだの方はぜひご協力お願いします。

民商会員のローソンさんが
アルバイトを募集しています!
ご連絡は下記まで

TEL (024) 558-5041

新入会員さんが
保原町でスナックを開業しました!

みんなで一度お邪魔しませんか

保原町6丁目23-1 グランシャリオ1F

TEL 08057496868